

# 戦没者遺族旅客運賃割引規程

制定 平成 2年 2月 1日 規 第226号

改定 令和 2年 3月14日 規第1113号

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、靖国神社に合祀された戦没者（昭和19年までに合祀された者を除く。）の遺族のうち、戦没者遺族旅客運賃割引証（以下「旅客運賃割引証」という。）の交付を受けた者が、靖国神社に参拝のため当社の経営する鉄道（以下「当社線」という。）と東日本旅客鉄道株式会社線（以下「旅客鉄道会社線」という。）とにまたがり乗車する場合に適用する。

(遺 族)

第 2 条 この規程において「遺族」とは、戦没者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻と同様の事情にあった者を含む。）、子（戦没者死亡の当時胎児であった者を含む。）、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹で、かつ、戦没者の死亡の当時日本の国籍を有していた者をいう。

(乗車券の種類)

第 3 条 割引きの取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で、往復となるものに限る。ただし、沖縄県に居住する遺族に対しては、普通乗車券で片道となるものであってもこの取扱いをする。

(取扱区間)

第 4 条 取扱い区間は、居住地最寄りの当社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路は居住地最寄りの駅から東京都区内の駅で、復路は東京都区内の駅から居住地最寄りの駅までとなる場合に限る。  
2. 前項の場合航空機により羽田空港を経由する旅客に対しては、羽田空港第3ターミナル駅、羽田空港第1ターミナル駅および羽田空港第2ターミナル駅を居住地最寄り駅とみなす。

(割引率)

第 5 条 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃の割引率は、当社線及び旅客鉄道会社線とも5割とする。

(旅客運賃割引証の提出)

第 6 条 遺族は、乗車券購入の際、旅客運賃割引証を提出しなければならない。

(身分証明書の呈示)

第 7 条 遺族は、この割引きによる乗車券を購入するときまたはこれを使用するときは、必ず戦没者遺族身分証明書（以下「身分証明書」という。）を携帯し、鉄道係員から請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

(旅客運賃割引証、身分証明書等の様式)

第 8 条 旅客運賃割引証、身分証明書等の様式は次の通りとする。  
(様式省略)

(旅客運賃割引証、身分証明書等の配付)

第 9 条 旅客運賃割引証（身分証明書および発行控片を含む。）は、旅客鉄道会社において調製し、厚生省、都道府県および市区町村を経由して合祀通知状を受領した遺族に配付する。配付を受

けた遺族は、使用する遺族が確定した場合には、これを市区町村長に提出して発行を受けなければならない。

2. 旅客運賃割引証および身分証明書の配布枚数は、戦没者1人について2枚(2人分)とする。
3. 旅客運賃割引証および身分証明書は、再交付の取扱いをしない。

(注) 市区町村長が、遺族に対して、旅客運賃割引証および身分証明書を交付する方法は次による。

1. 市区町村長は、靖国神社からの合祀通知があった遺族(合祀通知状を受領した者。)に対し、戦没者1人について2枚の旅客運賃割引証(身分証明書および発行控片を切離さずに)を配布する。この場合、市区町村長は、旅客運賃割引証、身分証明書および発行控片に番号および戦没者の氏名だけを記入する。
2. 前号によって、旅客運賃割引証の配付を受けた遺族は、旅客運賃割引証を使用する遺族が確定した場合、交付を受けた市区町村長に、その使用遺族の氏名、年令、戦没者との続柄および住所を届けるとともに、旅客運賃割引証および身分証明書(発行控券を切離さずに)を提出し、その発行を受ける。
3. 前号によって、旅客運賃割引証および身分証明書の発行の請求を受けた市区町村長は、その使用遺族が使用資格者であることを確認の上、戦没者との続柄、遺族の氏名、年令、住所、発行年月日および発行者名を記入し、発行者の公印を押して遺族に交付する。この場合、発行控片は切離して発行の控とする。

(旅客運賃割引証および身分証明書の有効期間)

第10条 旅客運賃割引証および身分証明書の有効期間は、発行の日から旅客運賃割引証および身分証明書に記載された期限までとする。

ただし、身分証明書については、その有効期限を経過した場合であっても、割引乗車券がいまだ有効期間中であるときは、その割引乗車券の有効期間中は、便宜これを有効なものとする。

(旅客運賃計算方の特例)

第11条 この割引きによる乗車券の旅客運賃は、往路と復路との営業キロは打切って各別に計算する。

(乗車変更の取扱い禁止)

第12条 この割引きによる乗車券所持の旅客に対しては、乗越、方向変更等の乗車変更の取扱いはしない。

(普通乗車券の発行方)

第13条 遺族が旅客運賃割引証を提出して普通乗車券の購入を申出たときは、当該旅客運賃割引証を収受し、当該乗車券の券面に「**遺**」(直径1cm)の表示をするものとする。

(その他の取扱い)

第14条 前各条の規定以外の取扱い方は、旅客輸送に関する一般の規定による。